



官有財産法

大隈



414
A 2638
1

法律



官有財産法

本法ニ於テ官有財産ト称

スルハ國ノ所有ニ属スル土地、森

林、營造物、家屋、船舶及其ノ附属物

トス

第二條 官有財産ノ賣拂讓與交換

及貸付ハ總テ本法ニ依ルヘシ其

ノ本法ニ違ヒタルモノハ無効ト

ス

第三條 左ニ掲クル官有財産ハ帝

國議會ノ換贖ヲ経ルニ非サレハ

賣拂又ハ讓與スルコトヲ得ス但

シ法律ニ特別ノ規定アル場合ハ

此ノ限ニアラス

第一 一區域ニシテ見積價格五

萬田以上若八百二十萬坪(四百

町步以上ノ土地及森林

第二 見積價格五萬圓以上ノ營
造物、家屋、船舶

第四條 官有財産ノ賣拂代金ハ其

ノ財産引渡ノ際一時ニ納付セン

ム但シ其ノ賣拂代金十萬圓以上

ノモノハ左ノ制限内ニ於テ年賦

納ノ契約ヲ為スコトヲ得

第一 賣拂代金十萬圓以上五十

萬圓未満ハ五年以内

第二 賣拂代金五十萬圓以上百
萬圓未満ハ十年以内

第三 賣拂代金百萬圓以上ハ十
五年以内

第五條 官有財産賣拂代金全納ニ
至ラサル間ハ買受人ニ於テ其ノ
財産ノ全部若ハ一部ヲ他ニ賣拂
又ハ讓與又ハ交換質入書入スル
コトヲ得ス但シ買受人ニ於テ大
蔵大臣ノ定ムル所ニ從ヒ保證金
ヲ納ムルトキハ此ノ限ニアラス

第六條 官有財産ヲ貸付スルトキ

ハ其ノ貸付料ヲ徴收スヘシ

公益ノ為メ官有財産ヲ貸付シ又

ハ森林経済ノ為メ森林ヲ貸付ス

ルトキハ前項ノ限ニアラス

第七條 官有財産ノ貸付ハ左ノ期

限ヲ超エルトトヲ得ス但シ別段

ノ法律ヲ以テ期限ヲ定ムルヲ

ハ各其ノ定ムル所ニ據ル

第一 樹木培養ニ供スル土地ハ

百年以内

第二 農工其ノ他ノ營業及住居

ニ供スル土地ハ三十年以内

第三 土地森林ノ使用権ハ十五

年以内

第四 右ニ掲ケサル物件ハ三年

以内

第八條 官有財産ノ貸付期限中貸

付契約ヲ遵守シ該財産ノ保存ヲ

忽ニセサル者ニハ満期後尚従前

ノ契約ヲ繼續シテ該財産ヲ貸付

スルコトヲ得

第九條 官有財産ノ貸付期限中政

府ニ於テ其ノ財産ヲ公用又ハ官

廳ノ使用ニ供スルノ必要アルト

キハ貸付ノ契約ヲ解キ之ヲ返還

セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ借受人ハ其ノ
受ケタル直接ノ損失ニ付賠償ヲ

求ムルコトヲ得

第十條 官有財産ノ借受人ハ政府

ノ許可ヲ得スシテ其ノ財産ノ原
形ヲ変シ若ハ故意怠慢ニ由リ之
ヲ荒廢ニ歸シ又ハ毀損亡失シタ
ルトキハ之ヲ賠償スヘシ

貸付財産ノ修理其ノ他費用ヲ負
擔スル方法ハ貸付契約ヲ為スト

キ特ニ之ヲ定ムヘシ

第十一條 官有財産ノ借受人自ラ

其ノ財産ヲ使用セス他人ニ轉貸

セントスルトキハ政府ノ認可ヲ

受クヘシ

第十二條 一年以上ノ期限ヲ約シ

テ官有財産ヲ借受クル者ハ其ノ

貸付料一年分以上ニ相當スル保

證金ヲ納ムヘシ

第十三條 官有財産ヲ以テ他人ノ

所有物ト交換スルコトヲ得ルハ

同一種類ノ財産ニシテ評定價格

相均キモノニ限ル

森林原野田畑ハ同一種類ノ財産

ト見做スコトヲ得

營造物家屋船舶及其ノ附属物ハ

他人ノ所有物ト交換スルコトヲ
得ス

第十四條 官有財産ヲ賣拂貸付若

ハ交換スル場合ニ於テ其ノ財産

ヲ管理シ若ハ其ノ取扱ヲ為ス

官吏ハ之ヲ買受ケ借受ケ又ハ

自己ノ所有物ト交換スルコトヲ

得ス

第十五條 官有財産ノ賣拂貸付讓

共交換ニ関シ官吏ト人民トノ間

ニ起ル争訟ハ民事裁判所ノ管轄

トス

第十六條 政府ハ毎年土地森林營

造物家屋船舶ノ増減總報告書ヲ

製シ及毎十年其ノ總目錄ヲ製シ

帝國議會ニ報告スヘシ

第十七條 本法施行ノ前ニ官有財

産賣拂若ハ貸付ノ契約ヲ為シタ

ルモノハ其ノ契約ノ満期マテハ

總テ舊契約ニ依ルヘシ

貸付ノ期限ナキモノハ本法施行

ノ日ヨリ三年以内ニ於テ本法ニ

依リ更ニ契約ヲ為スヘシ

第十八條 本法ハ明治二十三年

月 日ヨリ施行ス其ノ帝國議

會ニ關涉スル條項ハ議會開會ノ

時ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 北海道土地拂下規則及

部分木仕付條例ニ依テ土地賣拂

又ハ貸付スルトキハ各其ノ規定

スル所ニ依ル



